

# 一般社団法人岡山県老人保健施設協会定款施行規程

## (入会等)

- 第1条 定款第11条の規定に基づき一般社団法人岡山県老人保健施設協会（以下「協会」という）に入会しようとする者は、様式第1号から様式第3号に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。
- 2 許可定数の変更、住居表示の変更等があったときは、様式第4号に定める変更届を遅滞なく会長に提出しなければならない。

## (退会等)

- 第2条 協会を退会しようとするときは、様式第5号に定める退会届を遅滞なく会長に提出しなければならない。
- 2 代表者の交代、死亡、その他特別の事情が生じたときは、様式第6号に定める社員変更届を遅滞なく会長に提出しなければならない。

## (役員選挙)

- 第3条 会長及び理事、監事の選挙の期日は、その30日前までに社員に通知しなければならない。
- 2 候補者は、選挙期日14日前までに略歴を添え、文書をもって選挙管理委員会に届け出なければならない。ただし、前期に引き続き候補者として届け出るものについては、略歴の添付は必要ない。
- 3 選挙管理委員長は、前項の届出を受理したときは、速やかに社員候補者一覧（順位は受付順によるものとする）を作成し、当該選挙の日の7日前までに社員に通知しなければならない。
- 4 候補者は、選挙開始までの間は自らの意思により立候補を撤回することができる。
- 5 選挙は、出席社員の投票により行う。
- 6 届け出のあった候補者が当該選挙の定数を超えないときは、第5項の規定にかかわらず投票によらないで当選人を決定する。ただし、定数に満たないときは、理事会の意見を聴いて補充選挙を行うことができる。
- 7 定められた投票用紙を使用しないもの、候補者でない者の氏名を記載したもの及び候補者名かどうか確認しがたいものを投票した場合は無効とする。

## (選挙管理委員会)

- 第4条 本協会に選挙管理委員会を置く。
- 2 選挙管理委員会の定員は3名とし、選挙の都度、立候補者、役員以外の正会員より、会長が委嘱する。
- 3 選挙管理委員会の委員長は、委員の互選により選出する。
- 4 第3条第7項の投票用紙の書式、また、選挙広報等の手続きは選挙管理委員会が定める。
- 5 選挙管理委員会は選挙告示前に組織し、選挙業務終了後に解散する。

## (名誉会長及び顧問)

- 第5条 在任中功労があった会長を「名誉会長」「顧問」とすることができる。
- 2 名誉会長及び顧問は理事会の決議後に総会で承認を得るものとする。

3 名誉会長の任期は2年とし、その後顧問に就任することが出来る。

(公益社団法人全国老人保健施設協会役員・代議員等に関すること)

第6条 公益社団法人全国老人保健施設協会役員・代議員・予備代議員、その他役職につく者は、原則として、一般社団法人岡山県老人保健施設協会の理事でなければならない。

2 理事でない場合も必要に応じて定期的に理事会に出席し、意見交換及び報告をしなければならない。

(代理人)

第7条 社員が出席できない場合は、当該施設の職員を代理人として、定時総会等に出席させることができ、議決権が認められ、発言する場が与えられる。

#### 附 則

この規程は、平成21年5月31日から施行する。

この規程は、平成26年5月24日から一部改正するものとする。

この規程は、平成26年12月9日から一部改正するものとする。

この規程は、平成28年12月13日から一部改正するものとする。